

# 泉崎村地域防災計画

## 令和6年度改訂概要

令和7年3月

泉 崎 村

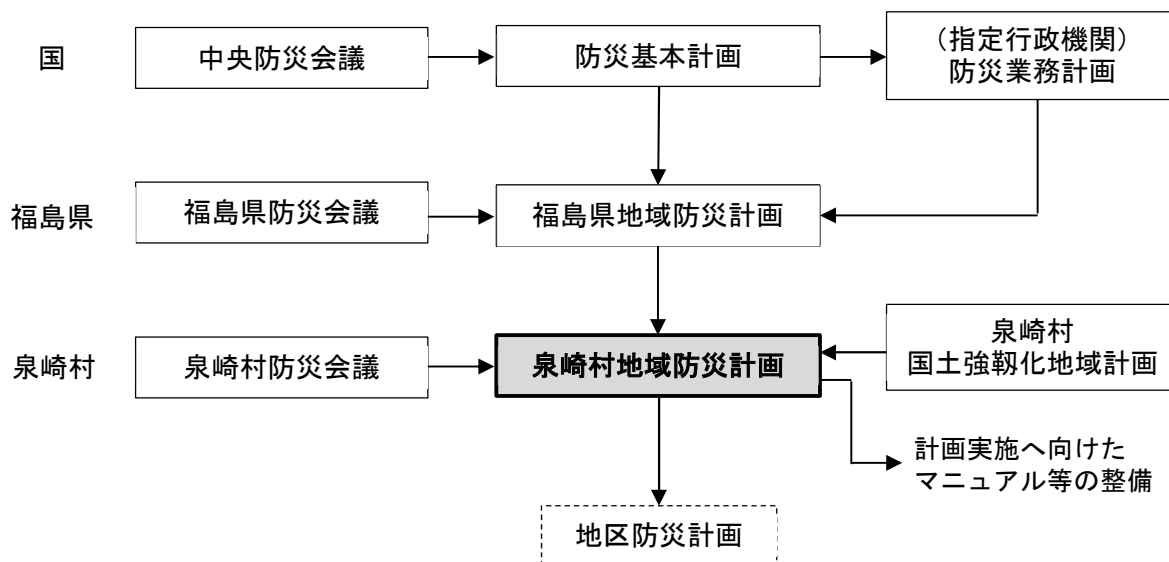
## 第1 泉崎村地域防災計画の位置づけ

### 【地域防災計画について】

泉崎村地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び泉崎村防災会議条例の規定に基づき、本村の地域を所管する行政機関、公共機関、公的な団体等で構成する泉崎村防災会議が策定する計画であり、防災対策を推進するための基本的事項を定め、本村における防災の万全を期することを目的としています。

本計画は、村が行うべき予防、応急、復旧復興等の災害対策を中心に、各防災関係機関等の責務を明らかにして、それぞれが協力して防災に当たるもので、国の防災基本計画や福島県地域防災計画との整合を図るとともに、国、県等の防災関係機関及び住民、事業者等と連携を図りながら、本村の災害特性にあわせた災害対策に関する総合的かつ基本的な方針を定めます。

### 【泉崎村地域防災計画の位置づけ】



## 【災害対策基本法】

### 【参考：災害対策基本法より抜粋・一部編集】

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村では、当該市町村の市町村長)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第4項で「当該市町村等」)の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(地区居住者等)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(地区防災計画)について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6、7 (略)

## 第2 令和6年度改訂にあたって

---

### (1) 基本的な方針

泉崎村地域防災計画（以下「本計画」といいます。）は、災害対策基本（以下「災対法」といいます。）第42条の規定に基づき、泉崎村防災会議が策定する計画です。

本計画は、村が行うべき予防、応急、復旧復興等の災害対策を中心に、村、福島県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」といいます。）の各防災関係機関等の責務を明らかにして、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の災害対策をまとめた地域防災の基本となる計画です。

そして、関係団体それぞれが連携を図り、村の住民との積極的な協働により、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

また、本計画は、同じく災対法第42条の規定により、毎年定期的に検討を行い、必要があると認められるときは速やかにこれを修正することになっています。

### (2) 改訂の背景

平成23年の東日本大震災から13年が経過しましたが、現在も各地で震度5から震度6規模の地震は断続的に発生しており、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、令和6年能登地震では震度7を記録しています。さらに、日向灘では、令和6年8月8日にマグニチュード7.1の地震が発生し、気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。また、翌年の令和7年1月13日にはマグニチュード6.9の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。いずれも有識者で構成する評価検討会調査の結果、巨大地震の発生リスクが相対的に高まっていないとの判断で「調査終了」となりましたが、令和7年1月15日に政府地震調査委員会から、今後30年以内の地震発生確率は従来の70%～80%から、より確度の高い80%程度と発表がありました。

風水害についても、気候変動の影響でゲリラ豪雨や線状降水帯といった現象が出現し、平成23年台風第12号による大雨や平成30年の台風第21号、令和元年東日本台風・房総半島台風などが起きており、数十年に一度と言われる規模の「想定を上回る」自然現象が頻発している状況において、実効性の高い防災体制整備が求められています。

国では、新型コロナウイルス感染症の経験や社会状況をふまえた避難所の運営、インフラの強靱化、二次被害の回避、帰宅困難者対策、電力の確保、「避難勧告と避難指示」の「避難指示」への一本化など、災対法並びに各種法令の改正や防災基本計画の修正等を行い、災害時の教訓を活かした具体的な体制整備が進められています。

こうした災害から得られた教訓や知見、防災基本計画・福島県地域防災計画の修正内容を併せ、泉崎村の地理的条件を考慮しつつ、地域防災計画の強化・更新を行いました。

### (3) 国・福島県の動向

#### ① 国（中央防災会議等）における防災対策の見直し動向

国は、東日本大震災を教訓とした防災対策の抜本的な見直しを行った以降も、専門調査会や検討会での報告を受けた修正等を経て、直近では、能登半島地震を踏まえた修正、新たな総合防災情報システムの運用開始や水害対策の強化、避難所以外での避難者への支援など最近の防災施策の進展等を踏まえた修正等（各編）を実施し、「防災基本計画」が令和6年6月に修正されました。

#### ② 福島県における防災対策の見直し動向

県は、各種法令に基づく修正等のほか、令和3年に発生した盛土による災害防止に向けた対応、安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化、また海外で大規模噴火が発生した場合等の津波における避難指示の適切な発令及び令和6年能登半島地震の課題を踏まえ、孤立集落の発生を想定した備蓄について反映しています。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正を行っています。

### (4) 国・防災基本計画及び福島県地域防災計画への準拠

「防災基本計画」の改訂が概ね一年に一度行われ、国の方針を反映して県の地域防災計画が同年度内に改訂される流れになります。それを受けて村の地域防災計画の改訂時には、国の防災基本計画と県の地域防災計画の最新状況を反映する必要があります。

### (5) 見直しの方法

現行の泉崎村地域防災計画は、平成27年3月に見直しを行ったもので、すでに約10年が経過しています。

計画の見直しに当たっては、福島県地域防災計画（令和6年3月修正）を基本とした修正を行ったうえで、さらに令和6年の防災基本計画の修正を反映しました。

① 防災関連法令（災害対策基本法、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等）や防災基本計画を踏まえて策定された福島県地域防災計画の反映及び整合による見直しを行いました。

② 村の地域特性を踏まえた必要事項の反映を行うとともに、各種時点情報への更新、用字用語の表記の統一等を行いました。

③ 今回の改訂では、新規でデータ作成をすることになるので、資料編を整理して、計画に関する必要な情報を一元的に管理しました。

### 第3 修正の概要

#### (1) 泉崎村地域防災計画の全体構成

基本的に現行計画の構成を踏まえて、県計画との相違部分や、追記すべき事項について修正し、地域防災計画で定めるべき対策事項を網羅的に定め、防災・減災対策の強化を図りました。

計画の構成は、次のとおりとします。「地震災害対策編」の第4章として「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を新規に決めました。また、「事故対策編」を新設し、現行計画の「原子力災害対策編」を第1章として、その他の事故対策計画を整理しました。

本計画に関連する資料については、資料編として整理しました。

| 現行計画               |                        | 令和6年度改訂計画         |                          |
|--------------------|------------------------|-------------------|--------------------------|
| <b>I 総 則</b>       |                        | <b>第1部 総 則</b>    |                          |
| 第1章                | 計画の目的及び方針              | 第1節               | 計画の目的及び方針                |
| 第2章                | 災害対策の基本理念、基本方針及び活動目標   | 第2節               | 基本方針と活動目標                |
| 第3章                | 泉崎村の概況と災害要因の変化         | 第3節               | 泉崎村の概況と災害要因の変化           |
| 第4章                | 泉崎村の地震災害と地震想定          | 第4節               | 地震被害想定調査                 |
| 第5章                | 調査研究推進体制の充実            | 第5節               | 調査研究推進体制の充実              |
| 第6章                | 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱 | 第6節               | 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱   |
| 第7章                | 住民等の責務                 | 第7節               | 住民等の責務                   |
| <b>II 一般災害対策編</b>  |                        | <b>第2部 一般災害対策</b> |                          |
| 第1章                | 災害予防計画                 | 第1章               | 災害予防計画                   |
| 第2章                | 災害応急対策計画               | 第2章               | 災害応急対策計画                 |
| 第3章                | 災害復旧計画                 | 第3章               | 災害復旧計画                   |
| <b>III 震災対策編</b>   |                        | <b>第3部 地震災害対策</b> |                          |
| 第1章                | 災害予防計画                 | 第1章               | 災害予防対策                   |
| 第2章                | 災害応急対策計画               | 第2章               | 災害応急対策計画                 |
|                    |                        | 第3章               | 災害復旧計画                   |
|                    |                        | 第4章               | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 |
|                    |                        | <b>第4部 事故対策</b>   |                          |
|                    |                        | 第1章               | 原子力災害対策計画                |
|                    |                        | 第2章               | 航空災害対策計画                 |
|                    |                        | 第3章               | 鉄道災害対策計画                 |
|                    |                        | 第4章               | 道路災害対策計画                 |
|                    |                        | 第5章               | 危険物等災害対策計画               |
|                    |                        | 第6章               | 大規模な火事災害対策計画             |
|                    |                        | 第7章               | 林野火災対策計画                 |
| <b>IV 原子力災害対策編</b> |                        |                   |                          |
| 第1節                | 総 則                    |                   |                          |
| 第2節                | 原子力災害事前準備              |                   |                          |
| 第3節                | 原子力災害応急対応計画            |                   |                          |
| 第4節                | 原子力災害中長期対策             |                   |                          |
| 資料編                |                        | 資料編               |                          |

## 第4 主な修正・追記事項

---

### (1) 改訂のポイント

#### 1. 発生した災害の課題・教訓を踏まえた対策の強化

近年頻発している風水害及び大規模地震（平成 30 年 7 月豪雨災害、令和元年房総半島台風、令和 3 年 8 月豪雨、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、等）において顕在化した課題を踏まえた対策の強化

- ① 防災知識の普及・啓発、防災教育の充実等
- ② 警戒レベルととるべき行動の更なる理解促進
- ③ 物資調達・輸送調整等支援システムの活用推進（被災者への物資支援）
- ④ 大規模停電等への対応（非常用電源の確保）
- ⑤ 危険物施設における防災対策の強化
- ⑥ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保
- ⑦ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用
- ⑧ 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化
- ⑨ 盛土による災害の防止に向けた対応
- ⑩ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた水害対策の強化

#### 2. 災害対策基本法及び関係法令の改正等による修正

災害対策基本法及び関係法令の改正や福島県地域防災計画との整合による修正等

- ① 避難勧告と避難指示の避難指示への一本化等
- ② 広域避難及び広域一時滞在に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等
- ③ 個別避難計画の作成の努力義務化への対応等
- ④ 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知
- ⑤ 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供
- ⑥ 避難所における環境改善（パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置や快適なトイレの設置等）
- ⑦ 運送事業者等との連携
- ⑧ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援（自宅避難、車中泊避難等）
- ⑨ 緊急輸送時の航空機等の要請について（総務省消防庁通知「地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて」を反映）
- ⑩ 土砂災害危険箇所に関する取扱いについて（国土交通省通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」を反映）

#### 3. 応急・復旧活動体制の強化、最近の防災施策の反映等

- ① 受援体制の整備
- ② 感染症対策の推進
- ③ 被災者の受入れ及び生活環境の整備
- ④ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮
- ⑤ 家庭動物の避難スペース等の配慮
- ⑥ 避難したホームレスの受入れ

## (2) 改訂箇所の詳細

### 1. 発生した災害の課題・教訓を踏まえた対策の強化

#### ① 防災知識の普及・啓発、防災教育の充実等

##### 第2部第1章第1節第3 3「自主防災組織の活動」

###### ア 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

また、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者（児）、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努める。

##### 第2部第1章第13節第8 在宅者に対する対策

###### 2 防災知識の普及啓発

村は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配付するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等住民がとるべき行動の意味と内容の説明など、啓発活動を行う。

また、村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

#### ② 警戒レベルととるべき行動の更なる理解促進

##### 第2部第2章第10節第1 1「避難の実施機関」

###### (1) 実施の責任者及び基準

###### 【避難指示等の種類】

| 避難指示等                            | 発表される状況                                                                                                                                                                                                                       | 居住者等がとるべき行動                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル1】<br>早期注意情報<br>(気象庁が発表)   | 「今後気象状況悪化のおそれ」<br>気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から天気予報と同じ発表単位（後掲【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要を参照）で発表される情報である。<br>早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。 | 「災害への心構えを高める」<br>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。                                                                                                                                                                                                    |
| 【警戒レベル2】<br>大雨・洪水注意報<br>(気象庁が発表) | 「気象状況悪化」<br>それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。<br>これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。                                                                            | 「自らの避難行動を確認」<br>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。                                                                                                                                     |
| 【警戒レベル3】<br>高齢者等避難<br>(村長が発令)    | 「災害のおそれあり」<br>災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。<br>避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。                                  | 「危険な場所から高齢者等は避難」<br>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。<br>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者<br>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 【警戒レベル4】<br>避難の指示等<br>(村長が発令)    | 「災害のおそれ高い」<br>災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、市町村長から必要と認                                                                                                                                                | 「危険な場所から全員避難」<br>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。                                                                                                                                                                                                      |

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                        | <p>める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                      |
| <p>【警戒レベル５】<br/>緊急安全確保<br/>（村長が発令）</p> | <p>「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」</p> <p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を市町村が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市町村長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、市町村は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、市町村は平時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。</p> <p>※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況</p> | <p>「命の危険 直ちに安全確保！」</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p> |

### ③ 物資調達・輸送調整等支援システムの活用推進（被災者への物資支援）

#### 第２部第２章第１１節第３「感染症対策」

##### ３ 必要な物資の備蓄

- （１）感染症対策に必要な物資や資材の備蓄を進める。
- （２）災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）への情報入力・活用を行う。

#### 第２部第２章第１７節第４「支援物資等の支援体制」

村は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

### ④ 大規模停電等への対応（非常用電源の確保）

#### 第２部第１章第２節第３「その他通信網の整備・活用」

##### １ 非常通信体制の充実強化

村は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るとともに、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

### ⑤ 危険物施設における防災対策の強化

#### 第２部第２章第２５節「危険物施設等災害応急対策」

新設

## ⑥ 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保

### 第2部第2章第26節第5「福祉避難所」 新設

福祉避難所の取扱いにあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 村が災害救助法による福祉避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、村及び県は、福祉避難所である旨の情報を加えたうえで、村が法による避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、次の事項について、直ちに電話又はFAX等により県に連絡(事後において文書により連絡)する。
  - ・避難所開設の日時及び場所
  - ・設置数及び避難人員
  - ・開設見込み期間等
- (2) 福祉避難所の対象者は、高齢者、障がい者(児)のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者、その他の者であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者まで含める。

なお、特別養護老人ホームの入所者は、原則として福祉避難所の対象者として予定しない。

福祉避難所において要配慮者を介助する家族等を対象者とともに避難させることは差し支えないが、その者の取扱いにあたっては、原則として福祉避難所の対象者とは解せず、通常の避難所の対象者とする。
- (3) 福祉避難所として指定していない介護施設を発災後に福祉避難所として設置した場合には、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあることに留意する。
- (4) 福祉避難所において要配慮者の相談等にあたる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- (5) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や医療機関等への入院手続きをとる。
- (6) 福祉避難所の対象者について、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後に、避難所に対象者の避難状況について調査する。
- (7) 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。
- (8) 県知事又は村長が救助の委任を受けたとき、施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託できる。
- (9) その他「災害救助事務取扱要領」に留意し、福祉避難所の指定、開設、運営にあたる。

## ⑦ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用

### 第2部第1章第13節第1「村地域防災計画、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等、条例において定める事項」

- 2 避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等において定める事項

村は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

    - (1) 名簿の活用方法
    - (2) 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取り組み等
    - (3) マイナンバーを活用する方針
    - (4) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
    - (5) 避難支援等関係者への依頼事項
    - (6) 支援体制の確保
    - (7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
    - (8) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
    - (9) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
    - (10) 避難行動要支援者の避難場所
    - (11) 避難場所までの避難路の整備
    - (12) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
    - (13) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法
  - 3 条例の定めを検討すべき事項
    - (1) 名簿情報の外部提供の同意に関する特例措置
    - (2) 個人番号の独自利用を行う事務
    - (3) 個人番号の独自利用を行う事務の処理のための庁内連携
    - (4) 番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携
    - (5) 同一村内の機関間の特定個人情報の授受
- 第2 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供
- 村は、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。また、名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

## ⑧ 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化

### 第2部第2章第10節第7「安否情報の提供等」

#### 3 安否不明者の氏名等公表

村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

## ⑨ 盛土による災害の防止に向けた対応

### 第2部第1章第3節第2「土砂災害予防対策」

#### 9 盛土による災害防止対策

村は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

## ⑩ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた水害対策の強化

### 第2部第1章第3節第2「土砂災害予防対策」

#### 10 道路の冠水の防止

村は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

## 2. 防災体制の整備、感染症対策を含めた避難所運営体制の整備

### ① 避難勧告と避難指示の避難指示への一本化等

#### 第2部第2章第10節第1「避難の実施機関」

(1) 実施の責任者及び基準

【避難指示等の実施責任者及び基準】

| 区 分                | 実施責任者                             | 措 置                                        | 実施の基準                                                                   |
|--------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者等避難<br>(警戒レベル3) | 村長                                | 高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。 | 人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。            |
| 避難指示<br>(警戒レベル4)   | 村長<br>(災害対策基本法第60条)               | 立退き及び立退き先の指示                               | 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。                  |
|                    | 知事<br>(災害対策基本法第60条)               | 立退き及び立退き先の指示                               | 災害の発生により、村がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。                                  |
|                    | 知事及びその命を受けた職員<br>(地すべり等防止法第25条)   | 立退きの指示                                     | 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。                                            |
|                    | 知事及びその命を受けた職員又は水防管理者<br>(水防法第29条) | 立退きの指示                                     | 洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき。                                         |
|                    | 警察官<br>(災害対策基本法第61条)              | 立退き及び立退き先の指示                               | 村長が避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。村長から要求があったとき。                |
|                    | 警察官<br>(警察官職務執行法第4条)              | 警告及び避難等の措置                                 | 重大な災害が切迫したと認めるときは警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。  |
| 緊急安全確保<br>(警戒レベル5) | 自衛官<br>(自衛隊法第94条)                 | 警告及び避難等の措置                                 | 災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。 |
|                    | 村長<br>(災害対策基本法第60条)               | 高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置               | 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。         |

### ② 広域避難及び広域一時滞在に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

#### 第2部第2章第10節第6「広域的な避難対策」

村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

### ③ 個別避難計画の作成の努力義務化への対応等

#### 第2部第1章第13節「要配慮者対策」第3 村地域防災計画、個別避難計画に係る作成・活用方針等、条例において定める事項

##### 2 個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項

村は、令和3年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

- (1) 個別避難計画の活用方法
- (2) 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取組等
- (3) マイナンバーを活用する方針
- (4) 個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- (5) 避難支援等関係者への依頼事項

- (6) 支援体制の確保
- (7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (8) あらかじめ避難支援等関係者に個別避難計画を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- (9) 個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮
- (10) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (11) 避難行動要支援者の避難場所
- (12) 避難場所までの避難路の整備
- (13) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- (14) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

#### ④ 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

##### 第1部第7節第1「住民の責務」

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとる。

#### ⑤ 住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

##### 第2部第2章第28節「土砂災害応急対策」

###### 1 土砂災害警戒情報

1kmメッシュごとに、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県（河川港湾総室）は、福島地方気象台と共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表する。

また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害危険度情報（土砂災害警戒情報を補足する情報）が提供される。

###### (1) 村の情報の伝達

村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、住民は、村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

###### (2) 土砂災害警戒情報の発表

###### ア 目的

大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、村長が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示の判断や住民の自主避難の参考となることを目的としている。

###### イ 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台が共同で作成・発表することとしている。

###### ウ 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、発表対象地域外となっている湯川村を除く県内のすべての市町村を発表対象とすることとしている。ただし、郡山市については、郡山市湖南町を除く郡山市を「郡山市」、郡山市湖南町を「郡山市湖南」とし、天栄村については、天栄村湯本地区を除く天栄村を「天栄村」、天栄村湯本地区を「天栄村湯本」として発表する。

###### エ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

(ア) 県（河川港湾総室）と気象台が共同して作成・発表する情報である。

(イ) 村長が避難指示等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

(ウ) 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

(エ) 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

(オ) 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

(カ) 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

###### オ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

###### (ア) 発表基準

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（CL）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表することとしている。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領の別紙1「地震等発生後の暫定基準の設定について」に基づき、基準を取り扱う。

###### (イ) 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県（河川港湾総室）と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警

戒情報を解除することとしている。

カ 利用にあたっての留意点

(ア) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

(イ) 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

(ウ) 村長は、避難指示等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害等の収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行う。

キ 情報の伝達体制

(ア) 土砂災害警戒情報は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達等）及び第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により市町村長その他関係者に伝達する。気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

(イ) 村は、土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するため、地域住民への周知や土砂災害情報を関係機関と相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成等に努める。

## 2 土砂災害・斜面災害応急対策

### (1) 応急対策の実施

ア 村は、住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

イ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。

### (2) 要配慮者に対する配慮

ア 村は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難指示等を伝達し、避難支援活動を行う。

### (3) 要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定

「水防法」、「土砂災害防止法」の規定に基づき、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者及び管理者は、「避難確保計画」を作成するとともに「避難訓練」を実施する。

### (4) 土砂災害等の調査

ア 村は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

イ 村は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

### (5) 応急対策工事の実施

村は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

### (6) 避難指示等の実施

村は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

## 3 土砂災害緊急情報

村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ確に伝達する。

また、住民は、村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努めることとする。

## ⑥ 避難所における環境改善（パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置や快適なトイレの設置等）

### 第2部第2章第11節第2 4「避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策」

#### (2) 環境の整備

村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努める。

## ⑦ 運送事業者等との連携

### 第2部第2章第13節第2「緊急輸送路及び輸送拠点の確保」

#### 5 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は、広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、各指定避難所までの輸送体制を開設するとともに、その周知徹底を図る。

村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

## ⑧ 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援（自宅避難、車中泊避難等）

### 第2部第2章第11節第2「指定避難所以外の被災者への支援」

#### (1) 在宅避難者の支援

村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

#### (2) 車中泊避難者の支援

村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

## ⑨ 緊急輸送時の航空機等の要請について（総務省消防庁通知「地域防災計画における航空機等の輸送に係る記載の見直しについて」を反映）

### 第2部第2章第13節第3「輸送手段の確保」

#### 1 村の確保体制

(1) 村は、村内輸送業者、福島県トラック協会等との連携のもと、地域の現況に即した車両等の調達を行う。

(2) 村は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

(3) 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター輸送によるものとし、県、自衛隊等に対してヘリコプターの応援要請を行う。

## ⑩ 土砂災害危険箇所に関する取扱いについて（国土交通省通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて」を反映）

### 資料編【資料1-3-1】泉崎村土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

一覧参照

### 3. 近年の災害を踏まえた防災対策の強化

#### ① 受援体制の整備

##### 第2部第2章第5節第5「村における受援体制の構築」

村は、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、宿泊施設、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊施設として活用可能な施設等のリスト化に努める。

村は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。また、村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、村は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

#### ② 感染症対策の推進

##### 第1部第2節9「新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた感染症対策」

令和2年における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の経験を踏まえ、災害対応にあたる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

なお、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとし、応援職員等の執務スペースの適切な確保に配慮する。

#### ③ 被災者の受入れ及び生活環境の整備

##### 第2部第2章第11節第1「避難所の設置」

(3) 避難所における措置避難所における村長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

###### ア 被災者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、必要に応じ、家庭動物連れ避難者が家庭動物を飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

###### イ 被災者に対する給水、給食措置

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

###### ウ 負傷者に対する医療救護措置

###### エ 被災者に対する生活必需物資の供給措置

###### オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図ること。）

###### カ 防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として、避難所のレイアウトや導線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努める。

###### キ その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女共同参画の視点等に配慮する。

##### (4) その他の施設の利用

村長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

なお、施設管理者は受入れの用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受入れした被災者の管理は村長が実施する。

#### ④ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮

##### 第2部第2章第11節第2「男女共同参画の視点に基づく避難所運営」

村は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人ひとりの多様な視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

## ⑤ 家庭動物の避難スペース等の配慮

### 第2部第2章第11節第2 6「避難所における配慮等」

#### (6) 家庭動物（ペット）のための避難スペースの確保と関係団体との連携

必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

### 第2部第2章第15節第4「家庭動物救護対策」

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してることが予想される。

このため、村は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関、猟友会及び福島県動物愛護センターの協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努める。

## ⑦ 避難したホームレスの受入れ

### 第2部第2章第11節第1「避難所の設置」

#### (3) 避難所における措置

避難所における村長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

##### ア 被災者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、必要に応じ、家庭動物連れ避難者が家庭動物を飼育管理することができる場所の確保等に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

## 4. その他、福島県地域防災計画等との整合に伴う修正、時点修正等

※国の防災基本計画及び福島県地域防災計画の修正等の反映、各種時点情報の更新

## 【参考】前回改訂の平成27年度から令和6年度までの主な法改正の動向

---

### ■平成 27 年度

---

#### ●洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）（平成 27 年 10 月）

平成 27 年の水防法改正に対応するため改訂が行われた。水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定や、浸水継続時間の設定とあわせ、家屋倒壊等氾濫想定区域の設定、情報提供の方法等がまとめられている。

- ・氾濫条件等の分析（氾濫条件と流下能力（氾濫開始流量）の把握と氾濫想定地点の設定）
- ・浸水解析の基本的考え方（対象降雨波形、流出計算、河道出発水位の設定と河道水位計算、浸水解析のケース、浸水解析方法）
- ・浸水解析の条件設定（計算領域の設定、地盤高の設定、基礎方程式、計算メッシュスケール、粗度係数、空隙率、透過率の設定、河川からの氾濫流量計算、溢水・越水の条件及び堤防の破堤等条件、連続盛土等の設定、浸水域内の排水条件の設定等）

#### ●防災基本計画における修正

地域原子力防災協議会の設置規定

#### ●原子力事業者防災業務計画

大津波警報の発令や震度 6 以上の地震、竜巻等が発生した場合を、原子力規制委員会の判断を待たずに「警戒事態」とする事象

#### ●災害対策基本法の改正を踏まえた修正

- ・緊急車両の通行に関する事項
- ・土地の一時使用等
- ・関係機関、道路管理者間の連携・調整

#### ●土砂災害防止法の改正

- ・基礎調査結果の公表
- ・円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

#### ●その他県計画における改定事項

- ・河川における水位設定の見直し

### ■平成 28 年度

---

#### ●防災基本計画における修正

業務継続計画（BCP）の策定に努める旨を追加

#### ●国の「災害廃棄物対策指針」に基づく災害廃棄物等処理計画の修正

- ・災害廃棄物の適正処理の推進
- ・災害廃棄物の適正処理体制の確保
- ・強靱化地域計画を踏まえた修正

#### ●その他県計画における改定事項

水防活動の安全確保に関する措置

●防災基本計画における修正（平成 29 年 4 月）

- ・ 地方公共団体への支援の充実、被災者の生活環境の改善、応急的な住まいの確保や生活復興
- ・ 自助・共助の推進
- ・ 生活復興支援（罹災証明書の発行に係る村の実施体制整備）
- ・ 広域大規模災害を想定した備え

●災害対策基本法の改正

- ・ 受援計画の策定
  - 応援要請計画
  - 物資集積拠点の確保
  - 救援物資管理機能の活用
  - 個別防災訓練（物資輸送訓練など）の追加
- ・ 自主防災組織が行う訓練に「避難所運営」の追加
- ・ エコノミークラス症候群及び熱中症の予防対策を追加
- ・ 公的住宅、建設型応急仮設住宅、借上型応急仮設住宅、住宅の応急修理を応急住宅計画に位置づけ

●避難指示・避難勧告・避難準備情報等の名称変更

●水防法改正（平成 29 年 5 月）

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月に北海道・東北地方を襲った台風第 10 号では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。全国各地での豪雨の頻発や激甚化に対応するため、水防法等の一部を改正する法律が制定された。

「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えのもと、ハードとソフトが一体となった対策により社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築への取組が必要として、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するための対策を講ずることとなった。

(1) 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

- ・ 地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設
- ・ 地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設
- ・ 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化

(2) 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

- ・ 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度を創設
- ・ 民間事業者による水防活動の円滑化を図るため、水防活動を委託された民間事業者が、緊急時に他人の土地を通過すること等を可能にする制度を創設
- ・ 輪中堤防等の洪水氾濫による浸水の拡大を抑制する土地を保全する制度（浸水被害軽減地区制度）を創設

## ●避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮・土砂災害編）（平成 29 年 6 月）

要配慮者利用施設の管理者等が、災害時における確実な避難の確保を図るため、避難確保計画作成の手引きを作成するにあたってあらかじめ理解しておくべき土砂災害に関する特徴や避難確保計画に記載すべき事項等を示している。

- ・防災体制に関する事項
- ・利用者の避難の誘導に関する事項
- ・避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・自衛水防組織を置く場合は、次に掲げる事項
- ・水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること
- ・自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関すること
- ・その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- ・利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

## ●水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成 29 年 6 月）

地方公共団体が、各要配慮者利用施設に関する計画を提出する際や、定期監査時等において内容を確認する際の着眼点等をまとめている。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月）において、避難準備・高齢者等避難開始が避難のための情報として新たに位置づけられたところであり、この情報が適切に計画に反映されているかについて、既存の避難計画も改めて点検が必要とされている。

- ・防災体制、情報の収集・伝達（浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 等）
- ・避難誘導（避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 等）
- ・施設設備（洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための設備が記載されているか 等）
- ・教育・訓練（適切な時期に必要な教育・訓練の実施がされているか 等）
- ・自衛防水組織（自衛水防組織がある場合、業務内容が規定されており計画に記載されているか 等）

## ●学校の危機管理マニュアル作成の手引き（平成 30 年 2 月）

学校生活全般に関する危機管理マニュアル作成について記載したものであり、気象災害・自然災害以外の事象への対応についても言及されている。

- ・事前の危機管理（体制整備、点検、避難訓練、教職員研修、安全教育）
- ・個別の危機管理（事故等発生時の対応の基本、気象災害への対応、地震・津波への対応、幼稚園等における留意点、特別支援学校等における留意点等）
- ・事後の危機管理（事後の対応、心のケア、調査・検証・報告・再発防止等）

## ●『「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の指定に関する地方自治体向けガイドライン』の策定（平成 30 年 3 月）

近年の大規模地震発生時に発生した火災のうち、原因が特定されたものの過半数が電気に起因することから、切迫性の高い地域も含め地震時の火災リスクの低減を図る目的で策定された。

- (1) 「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域」の検討

(2) 総合的な火災リスクの低減を図るべき地域を把握するための簡易な指標

- ・不燃領域率
- ・戸建て住宅密度
- ・木防建ぺい率
- ・延焼クラスター

(3) 総合的な火災リスクの低減を図るための住民等の自助・共助の取組の推進

- ・出火抑制策（火気周辺の可燃物等の整理、感震ブレーカーの設置、地震後の避難時における手動による電気の遮断、火災に対する安全性の高い製品の使用）
- ・延焼火災抑制策（住宅用火災警報器の設置・活用、消火器等消火資機材の保有・設置場所等の認識、初期消火方法の把握、自主防災組織への協力依頼、延焼抑制のための緑地の保全）

●災害廃棄物対策指針（改訂版）の策定（平成 30 年 3 月）

自然災害による被害を軽減するための平時の備え（体制整備等）や、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について必要事項をとりまとめている。

(1) 基本的事項

- ・災害廃棄物対策指針や災害廃棄物処理計画等の位置づけ及び記載事項
- ・災害時に発生する廃棄物の特徴、災害の規模別・種類別の対策
- ・発災後における各主体の役割及び行動

(2) 災害廃棄物対策

- ・平時の備え（体制整備、災害廃棄物処理対策の検討、住民等への啓発・広報等）
- ・災害応急対応（体制整備、災害廃棄物処理方法の決定、住民等への啓発・広報等）
- ・災害復旧・復興等（体制整備、災害廃棄物処理、災害廃棄物処理事業の進捗管理、処理事業費の管理）

●その他県計画における改定事項

- ・山口大学及び J A X A と共同の利用・研究を推進
- ・被害状況の把握について、J A X A 衛星画像データの活用を位置付け

■平成 30 年度

---

●水防法等の改定を踏まえた修正

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化
- ・市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を明記

●気象庁『南海トラフ地震に関連する情報（臨時）』発表時における対応 山口県瀬戸内 15 自治体

■平成 31 年・令和元年度

---

●平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ 2019 年度出水期までに実施する具体的な取組（平成 31 年 3 月 29 日）

平成 30 年 7 月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、中央防災会議のもとに設置した「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」にて今後実施すべき取組について取りまとめられた（2018 年 12 月）。本報告を踏まえ、5 つの代表的な取組例をはじめとし、2019

年度出水期までに関係省庁が連携して今後実施する取組の具体的な内容について取りまとめられた。

- ・学校における防災教育・避難訓練
- ・住民が主体となった地域の避難に関する取組強化（地域防災リーダーの育成等）
- ・「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進
- ・住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供
- ・マルチハザードのリスク認識

### ●避難勧告に関するガイドラインの改定（平成 31 年 3 月 29 日）

平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえ、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築に向け、

- ・住民が主体的に避難行動をとれるよう、5 段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について追記
- ・防災と福祉の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進、学校における防災教育・避難訓練、地域防災リーダーの育成について、内容の追加・充実

### ●防災基本計画の修正（令和元年 5 月）

○平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する以下の修正がされた。

- ・「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知
- ・住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

○平成 30 年度に発生した災害への対応の教訓を踏まえ、以下の修正がされた。

- ・ISUT（災害時情報集約支援チーム）の派遣
- ・被災市区町村応援職員確保システムの充実
- ・液状化ハザードマップの作成・公表
- ・関係機関の緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理
- ・走錨等に起因する事故防止のための監視体制の強化等
- ・ため池の耐震化や統廃合の推進

○その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正

- ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応（「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき実施）
- ・外国人に対する防災・気象情報の多言語化
- ・行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の整備・強化
- ・中小企業等における防災・減災対策の普及促進

### ●新しい雪の情報の提供（令和元年 11 月）

気象庁は、令和元年 11 月 13 日から、現在の積雪・降雪の分布を推定する新しい雪の情報の提供を開始した。また、令和元年末の冬期から、大雪の際に府県気象情報等において 3 日先までの降雪量予測を提供する他、短時間に記録的な大雪があった際には一層の警戒（福島県（会津地方）のほか、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県）を呼びかける。

## ■令和2年度

---

### ●災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月）

「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」が令和2年3月に示され、判定する住家の被害の程度について、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされた。

### ●防災基本計画の修正（令和2年5月）

1. 主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえ以下の修正がされた。

#### ○災害リスクととるべき行動の理解促進

- ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
- ・避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進
- ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

#### ○河川・気象情報の提供の充実

- ・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供

#### ○災害廃棄物処理体制の整備

- ・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知

#### ○被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化

#### ○自然災害即応・連携チーム会議の開催

- ・平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施

2. 主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえ以下の修正がされた。

#### ○災害に慣れていない自治体への支援の充実

- ・内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣
- ・現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議の開催
- ・危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施

#### ○長期停電・通信障害への対応強化

- ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
- ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進
- ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
- ・通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有

#### ○被災者への物資支援の充実

- ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
- ・プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知

3. その他最近の施策の進展等を踏まえ以下の修正がされた。

#### ○避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

#### ○船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衛工設置

#### ○無人航空機を活用した情報収集

#### ○災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

#### ○事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

### ●新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応（令和2年6月）

新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】が内閣府から公表された。

第Ⅰ編は、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関し、詳細を示すため、Q&Aを整理したもの。第Ⅱ編は、これまでに発出した通知・事務連絡で示した留意事項等を個別分野ごとに分類して整理したもの。以下、目次構成。

第Ⅰ編 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第1版）

1. 平時における対応
2. 発災後における対応
3. その他

第Ⅱ編 個別分野ごとの留意事項等

I. 避難所関係

1. 避難所における過密状態の防止等
2. 避難所内の対策
3. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援
4. 必要な物資の備蓄

II. 災害対策本部関係

III. 被害認定調査、罹災証明書関係

IV. ボランティア関係

●大雨特別警報の発表基準見直し〔気象庁〕（令和2年7月）

気象庁では、これまで大雨特別警報を発表する基準として、「雨を要因とする基準」（台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合）と「台風等を要因とする基準」（数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合）の2つを用いてきたが、2019年3月に「警戒レベル」が導入され、雨を要因とする大雨特別警報が「警戒レベル5相当」とされる一方で、台風等を要因とする大雨特別警報が「警戒レベル3相当」とされ、大雨特別警報と警戒レベルの関係が分かりにくい状況となっていた。

大雨特別警報の発表基準を見直して警戒レベルとの関係を分かりやすくするため、大雨特別警報の発表基準を、雨を要因とする基準に一元化して発表することになった。また、暴風・高潮・波浪・暴風雪といった台風等を要因とする大雨以外の特別警報についても、引き続き改善を検討していくとしている。

●被災者生活再建支援法の改正（令和2年12月）

被災者生活再建支援法が改正され、支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）が追加された。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

また、経過措置として、令和2年7月3日以後に発生した自然災害（令和2年7月豪雨を含む。）により被災世帯となった世帯に対する支援金の支給については、新法の規定が適用される。

●「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」の公表（令和2年12月）

以下のとおり、最終とりまとめが公表されたが、内容については災害対策基本法の改正が必要となることから、改正法が成立し施行されるまでの間は、現行法に従って引き続き運用していくことになる。

- ・避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を「避難指示」に一本化。（現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令。）
- ・災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、避難場所等への避難から、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づける。（河川の越水・溢水の見通しに関する情報提供や、大雨特別警報（土砂災害）の発表等、災害が切迫したタイミングでも発令することができる情報とする。）
- ・早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直す。
- ・大規模広域避難を円滑に行うために「災害が発生するおそれ」の段階で災害対策本部を設置する。
- ・「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が広域避難の協議及び居住者等の運送要請を行うことができる仕組みを制度化する。

●「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の公表（令和2年12月）

以下のとおり、最終とりまとめが公表されたが、個別計画に関する対応としては、災害対策基本法等の見直しの検討を進めている。

- ・避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐために関係者との連携を進める。
- ・個別計画（避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進すること。関係者と連携して策定することとし、策定事務の一部を外部に委託することも可能。（個別計画は、市区町村や関係者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものとの位置付け）
- ・福祉避難所ごとに受入対象者を特定して公示する制度を創設するとともに、個別計画等の策定プロセスを通じて事前に受入れ者の調整等を行い、直接の避難を促進していく。
- ・個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に地区防災計画の素案策定を促すとともに、個別計画との整合を図れるよう、地域の様々な分野の関係者が地区防災計画の素案策定に関わる環境を整える。

## ■令和3年度

---

●災害対策基本法等の一部改正（令和3年5月）

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対

策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法等の一部が改正された。

## 1. 災害対策基本法の一部改正

○災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

- ・避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。
- ・避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。
- ・災害発生のおそれのある段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。

○災害対策の実施体制の強化

- ・非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更
- ・防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）  
※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置
- ・内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

## 2. 内閣府設置法の一部改正

- ・内閣府における防災担当大臣の必置化

## 3. 災害救助法の一部改正

○非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

- ・国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

## 4. 目標・効果

○広域避難に関する取組の推進

- ・広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合2020年度：80%⇒2025年度：100%

### ●避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月10日）

災害対策基本法が令和3年に改正（5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となるよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」の名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表された。

法改正に伴う改定のほか、「災対法条文と警戒レベルの関係」「避難行動」「発令対象区域の絞り込み」等について内容の充実が図られたほか、よく挙げられる疑問に対し、「関連情報」として詳細解説が行われた。

### ●「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の改訂（令和3年5月）

### ●「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」の改訂（令和3年5月）

### ●「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」の改訂（令和3年5月）

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」は、首都直下地震の発生時の各防災関係機関が行う応急対策活動の具体的な内容を定める計画である。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」は、国が実施する災害応急対策に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保及び防災拠点に関する活動内容を具体的に定め

るとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある先発地震発生時の対応について定める計画である。

「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」は、防災基本計画を踏まえ、大規模地震・津波災害が発生した際に、各機関がとるべき行動内容等を定めるものである。

#### 1. 令和3年5月の災対法の改正を踏まえた改訂

- ・災害対策本部の見直し
- ・個別避難計画の作成
- ・避難勧告・避難指示の一本化等

#### 2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた改訂

- ・避難所における感染症対策
- ・プッシュ型支援物資に配慮（マスク、パーティション等）
- ・災害発生時の自宅療養者等に対する情報共有等
- ・被災自治体への応援職員等の感染症対策
- ・ボランティアセンターの感染拡大防止に配慮した運営

#### 3. その他の改訂

#### 4. 南海トラフ地震及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の時点修正等を踏まえた改訂の内容

- ・時点修正等

### ●水害からの広域避難に関する基本的な考え方（令和3年5月）

地方公共団体において広域避難の検討を促進し、地域や住民が広域避難の必要性を理解し、円滑な広域避難の実施につながるよう、地方公共団体が広域避難の検討を行う際に活用することを目的として、基本的な考え方や検討手順、先進事例等についてとりまとめている。

#### 1. 大規模な広域避難の検討手順

- ・移動困難者の避難先の確保（手順1）
- ・住民自らが確保した避難先へ避難する者の概算（手順2）
- ・大規模な広域避難に要する時間の算出（手順3）
- ・大規模な広域避難に関する避難情報発令の判断基準（手順4）
- ・大規模な広域避難の避難先の確保（避難行動別の避難者の整理）（手順5）

#### 2. 中小規模の広域避難の検討手順

- ・移動困難者の避難先の確保（手順1）
- ・中小規模の広域避難に要する時間の算出（手順2）
- ・中小規模の広域避難に関する避難情報発令の判断基準（手順3）
- ・中小規模の広域避難の避難先の確保（避難行動別の避難者の整理）（手順4）

### ●市町村のための水害対応の手引き（令和3年5月）

避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画作成の努力義務化等を含む災害対策基本法の一部改正を踏まえた改訂と、被災者生活再建支援法の一部改正を踏まえ改訂されている。この後、令和4年5月に改訂されている。

#### 1. 主な改訂内容（災対法の一部改正等の規定の改訂を踏まえた改訂）

- ・避難勧告・避難指示の一本化、個別避難計画作成の努力義務化
- ・被害認定区分に中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）を追加 等

### ●「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」の改訂（令和3年

6月)

## 1. 主な改訂項目

- ・受援シート（受援対象業務）の追加
- ・受援体制整備のための参考事例の追加
- ・応援職員等の受入れに関する基本的な流れの再整理
- ・新型コロナウイルス感染症に係る留意事項の追加

## 2. 災害時の応援・受援に関する基本事項

- ・受援体制整備の必要性
- ・応援を受入れる上での心構えやポイント
- ・応援の種類
- ・受援体制の整備
- ・応援職員等の受入れに関する基本的な流れ
- ・受援計画の策定
- ・受援計画の実効性の確保

### ●災害救助事務取扱要領の改訂（令和3年6月）

厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室による発生時に法律を踏まえて救助を実施する災害やその方法などについて定義づけを行い、整理された。

## 1. 記載項目

- ・法による救助に関する基本的事項
- ・実施体制等の整備に関する事項
- ・法による救助の実施に関する事項
- ・救助の程度、方法及び期間に関する事項
- ・救助事務費に関する事項
- ・応急救助に当たっての留意事項

### ●新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第3版）（令和3年6月）

「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」の第3版である。新たな知見を踏まえ内容を改訂し、保健所など関係機関との連携強化の観点について追加したほか、よりわかりやすくするために図表の充実等を行った。

1. 訓練実施の際には、「避難所運営ガイドライン」と併せて、本ガイドラインを参照する。
2. 感染症拡大のおそれのある中での自然災害対応においては、防災担当主管部局と保健福祉部局、保健所、消防等との連携は一層強く求められ、当該主体は本ガイドラインを利活用すること。
3. 感染症拡大防止の観点から、訓練において確認すべき業務の項目
  - ・避難所開設
  - ・避難者受入
  - ・避難所割振
  - ・保健・衛生・救護 特に、発熱・咳等のある人や濃厚接触者が出た場合の対応
  - ・情報受発信
  - ・物資受入・配布
  - ・食料配布・炊き出し
  - ・資器材設置・施設環境整備

- ・生活ルール策定
- ・ペット同行避難者への対応
- ・車両避難者（車中泊者）への対応
- ・避難所運営会議

## ●高潮浸水想定区域図作成の手引き Ver. 2.10（令和3年7月）

施設の能力を超える規模の高潮災害が発生することを前提に、住民による早期の確実な避難を促進する対策を含め被害を最小化する減災対策を目的として改訂された。

### 1. 高潮浸水想定区域図の作成に当たっての留意事項

- ・高潮ハザードマップ作成への支援
- ・高潮浸水想定区域に指定されていない区域における浸水可能性について
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域について
- ・市町村からの意見聴取について
- ・高潮浸水想定区域図の変更について
- ・高潮浸水想定区域図データ電子化について

### 2. 高潮浸水想定区域図の作成の流れ

- ・外力条件の設定
- ・堤防等の決壊条件等の設定
- ・高潮浸水シミュレーション条件の設定
- ・高潮浸水シミュレーション
- ・高潮浸水シミュレーション結果の出力
- ・高潮浸水想定区域図の作成

## ●「市町村のための降雪対応の手引き」の改訂（令和3年11月）

「市町村のための降雪対応の手引き」の改訂版である。国等が示している市町村が実施すべき降雪対応について整理している。

### 1. 平時の備え

- ・雪害に強いまちづくり
- ・自助・共助の取組の推進
- ・雪害の防災体制の整備（庁内の防災体制の整備、業務継続・受援の体制確保、災害応急対策等の実施体制確保）

### 2. 降雪時の対応

- ・降雪の予報が出たとき（情報の収集・連絡及び防災体制の確立、災害発生直前の対策）
- ・著しい降雪のとき（発災直後の情報収集・連絡及び活動体制の確立、除雪の実施、雪崩災害等の防止及び応急復旧活動、救助・救急活動及び医療活動、避難者・帰宅困難者、滞留者対策、自発的支援の受入）
- ・雪が止んだあと（さまざまな注意喚起）
- ・災害復旧・被災者支援（災害救助法の適用、災害復旧、被災者支援、被災地方公共団体に対する主な国等の支援）

## ■令和4年度

## ●避難確保計画（火山編）作成ガイド【全4編】（令和4年3月）

自治体職員が各火山のリーフレット（気象庁が公表）を参考に、避難促進施設でとるべ

き防災対応を噴火警戒レベル毎で確認できるようまとめている。

## 1. 作成の流れ（単独施設版、地区一体版ともに）

- ・計画の目的
- ・当施設の置かれた状況
- ・避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲
- ・防災体制
- ・情報伝達及び避難誘導
- ・資器材の配備等（必要な物資等）
- ・防災教育及び訓練の実施、利用者等への周知・啓発

## ●集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第4版）の改訂（令和4年3月）

「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き（第3版）（P.21）」の改訂版である。避難確保計画の作成に向けた資料の準備、説明会開催のための一連の流れの中で、取組事例集として位置づけられるものであり、モデル施設・地区における計画作成までの取組（検討スケジュールや検討内容）がまとめられた。

### 1. 「避難確保計画」に記載する内容

- ・火山現象の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ・火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- ・火山現象の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ・上記に掲げるものの他、火山現象の発生時における避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

### 2. 避難確保計画の作成にあたっての留意点

- ・避難確保計画の検討体制の構築
- ・市町村と施設所有者等との連携・協力体制の構築
- ・避難確保計画の作成主体（単独で作成するか、共同で作成するか）
- ・施設の特徴に関する留意点の確認
- ・避難確保計画の提出・公表
- ・市町村地域防災計画・避難計画などへの反映
- ・避難訓練の実施と計画の見直し

## ●災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き（令和4年3月）

- ・被害認定業務の実施体制の整備（被害情報の収集、調査方針の設定、資機材の調達等）
- ・被害認定業務のマネジメント（調査班の編成、調査結果の管理フローの決定、調査の品質管理等）
- ・平時からの備え（デジタル技術の活用等による被害認定業務の迅速化・効率化の検討、応援体制の構築と事前の準備等）

## ●要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（令和4年3月）

令和3年12月に設置された「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会（フォローアップ会議）」で「避難確保計画作成の手引き」の内容に避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等が加えられた。また、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」に名称が変更された。

- ・防災体制に関する事項

- ・避難の誘導に関する事項
- ・避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・自衛水防組織の業務に関する事項
- ・避難確保計画のチェックポイントと地方公共団体の体制

## ●避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和4年4月）

大災害の下で、避難所のトイレ確保や実践的な課題の解決について体系的にまとめられている。

### 1. トイレの確保・管理に関する基本的な考え方

- ・災害用トイレの確保にあたって（トイレの仕組み、災害時のトイレを確保する上での制約、体制づくり、計画づくり）
- ・災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項
- ・トイレの個数（目安）
- ・災害時のトイレの種類
- ・トイレの衛生管理

## ●「避難所運営ガイドライン」の改訂（令和4年4月）

新型コロナウイルス感染症への対策、生活環境等の改善、防災機能設備等の確保、立地状況を踏まえた適切な開設、女性の視点を踏まえた避難所運営など、様々な対応が必要となっていることから改訂された。

- ・運営体制の確立（平時）（避難所運営体制の確立、避難所の指定、初動の具体的な事前想定、受援体制の確立、帰宅困難者・在宅避難者対策）
- ・避難所の運営（発災後）（避難所の運営サイクルの確立、情報の取得・管理・共有、食料・物資管理、トイレの確保・管理、衛生的な環境の維持、避難者の健康管理、寝床の改善、衣類、入浴）
- ・ニーズへの対応（配慮が必要な方への対応、女性・子供への配慮、防犯対策、ペットへの対応）
- ・避難所の解消（避難所の解消に向けて）

## ●「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改訂（令和4年4月）

新型コロナウイルス感染症への対策、生活環境等の改善、防災機能設備等の確保、立地状況を踏まえた適切な開設、女性の視点を踏まえた避難所運営など、様々な対応が必要となっていることから、「避難所運営ガイドライン」と併せて改訂された。

### 1. 平時における対応

- ・避難所の組織体制と応援体制の整備
- ・避難所の指定
- ・指定避難所等の周知
- ・避難所における備蓄等
- ・避難所運営の手引き（マニュアル）の作成

### 2. 発災後における対応

- ・避難所の設置と機能整備
- ・避難所リスト及び避難者名簿の作成
- ・避難所の運営主体（運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化、様々な被災

者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営)

- ・福祉避難所の管理・運営
- ・食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等（各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備）
- ・被災者への情報提供（市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立）
- ・相談窓口（就労支援等の相談窓口の設置）
- ・在宅避難（見守り機能の充実・支援物資提供等、被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等））

#### ●市町村のための水害対応の手引き（令和4年5月）

令和3年7月1日からの大雨等を踏まえ改訂された。

- ・災害時における安否不明者の氏名などの公表に関する内容及び事例を追加

#### ●「防災基本計画」の修正（令和4年6月）

「令和3年7月1日からの大雨」等の最近の災害対応の教訓、関係法令の改正等を踏まえ修正が行われた。

1. 盛土による災害の防止に向けた対応
2. 安否不明者の氏名公表による救助活動の効率化・円滑化
3. 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
4. 関連する法令の改正を踏まえた修正（津波対策、豪雪対策等）
5. その他最近の施策の進展等を踏まえた修正
  - ・防災情報のデータ連携のための環境整備
  - ・自治体等の災害対応における先進技術の導入の促進
  - ・避難所における食物アレルギーへの配慮 等

#### ●日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(市町村)の追加指定

#### ●日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域(市町村)の指定(令和4年9月)

東日本大震災で想定を超える被害が出たことを踏まえ、令和3年12月に新たな被害想定が示された。それに伴い、修正が行われた。

1. 「地震防災対策推進地域」は追加指定市町村を含め8道県272市町村が指定
  - ・平成18年から倍増
  - ・震度6弱以上か津波高3メートル以上が予想される地域
2. 「津波避難対策特別強化地域」は新たに指定
  - ・「地震防災対策推進地域」のうち、108市町村が「津波避難対策特別強化地域」
  - ・地震発生から30～40分以内に津波が到達して、30センチ以上の浸水が見込まれる地域
3. 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」公表
  - ・最悪19万人超に上る想定死者数を、今後10年で8割減少させる対策

#### ●北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用(令和4年12月運用開始)

「千島海溝」沿いと「日本海溝」のうち北海道の南から岩手県の沖合にかけて想定される巨大地震について、地震発生のおと、その周辺で続いて大きな地震が発生することがあるため、導入された。

1. M7以上の地震発生で注意情報を発信
  - ・「北海道・三陸沖後発地震注意報」を発表
  - ・情報発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限らない

## ■令和5年度

### ●改正個人情報保護法施行後の避難行動要支援者名簿情報等の取扱い（令和5年4月1日施行）

改正個人情報保護法施行に伴い、取扱いがまとめられた。

#### 1. 避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先

##### ①個別条例において明文で根拠を設けている場合

災害対策基本法第49条の11第2項ただし書及び第49条の15第2項ただし書の「条例に特別の定めがある場合」であって、個別条例において条例上明文で根拠を設けている場合については、改正個人情報保護法全面施行の令和5年4月1日以降の法体系に適合するため、特段の改正を行う必要は無く、引き続きそのままの形で運用を行うことができる。

##### ②個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合

改正個人情報保護法施行後は、目的外利用・提供を行う場合に類型的に審議会等の諮問を要する旨の規定について条例に置くことが許容されないこととなるため、以下の例を参考とした対応が必要。

##### ○対応例1

個別条例を制定し、災害対策基本法に基づき外部提供に際して本人同意を不要とする旨などを規定

##### ○対応例2

改正個人情報保護法施行を受けた個人情報保護条例の改廃に併せて、個人情報保護法 に関する条例と一体となる形で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供について審議会等の意見を聴いて実施する旨などを規定

##### ○対応例3

条例による特別な定めを制定せず、避難行動要支援者等に対して外部提供に関する本人同意を得る

### ●防災基本計画の修正（令和5年5月）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更や、令和4年に発生した災害及び他の災害を踏まえ、修正が行われた。

#### 1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・多様な主体と連携した被災者支援
- ・国民への情報伝達
- ・デジタル技術の活用

#### 2. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る基本計画の変更を踏まえた修正

- ・北海道・三陸沖後発地震注意情報の解説

#### 3. 令和4年に発生した災害を踏まえた修正

- ・旅客船の総合的な安全・安心対策の強化
- ・火山噴火等による津波に関する普及啓発・情報伝達

### ●気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年5月31日一部施行、11月30日施行）

防災に関する情報提供の充実に向けて、国・都道府県が行う洪水等の予報・警報や民間の予報業務の高度化・充実を図るため「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律」が、公布・施行された。

## 1. 国・都道府県による予報の高度化

- 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化
  - ・国土交通大臣が、都道府県知事の求めに応じ、都道府県の洪水予報河川の予測水位情報を提供
  - ・都道府県知事と気象庁長官は、提供された情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施
- 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施
  - ・気象庁の予報及び警報の対象となる現象に、火山現象に伴う津波を追加
- 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

## 2. 民間事業者による予報の高度化

- 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化
  - ・最新の予測手法の導入により予報精度の向上を図るため、許可基準を新設 等
- 防災に関連する予報の適切な提供の確保
  - ・洪水等の社会的影響が特に大きい現象の予報業務には事前説明を義務付け 等
- 予報業務に用いることができる気象測器の拡充
  - ・予報精度向上のため、検定済みではない気象測器の補完的な使用を可能に

## ●第13次地方分権一括法に伴う災害対策基本法改正（令和5年6月16日公布）

罹災証明書の交付に必要な被害認定調査において、住家の構造や住家の全体構成を示す図面等の情報が必要なため固定資産課税台帳等を利用できれば調査の迅速化につながるが、地方税法上漏らしてはならない「秘密」に該当するため利用できなかったが、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とする旨の見直しが行われ、被災者の住家に関する情報をその保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用が可能になった。

## ●住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（令和5年6月16日内閣府告示）

被災直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷が拡大しないように、被災者の住宅に対する緊急の修理を可能とする制度。令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3・4年発生の福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大し、ブルーシートの展張が実施できる団体等を把握しておらず、対応が後手に回ったことや高齢者等が屋根で作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生したことが背景にある。（令和5年4月1日から適用）

## ●国土強靱化基本法の一部改正に伴う国土強靱化基本計画の変更（令和5年7月28日閣議決定）

### 1. 4つの基本目標

- ① 人命の保護
- ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 2. 国土強靱化に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

- ① 国土強靱化の理念に関する主要事項
- ② 分野横断的に対応すべき事項

③ 社会情勢の変化に関する事項【新規】

④ 近年の災害からの知見【新規】

### 3. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針【5本柱】

① 国民の生命と財産を守る防災インフラ(河川・ダム、砂防・治山、海岸等)の整備・管理

② 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

③ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化【新規】

④ 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

⑤ 地域における防災力の一層の強化(地域力の発揮)【新規】

### 4. 脆弱性評価

① 12の個別施策分野 [1. 行政機能/警察・消防等/防災教育等 2. 住宅・都市  
3. 保健医療・福祉 4. エネルギー 5. 金融 6. 情報通信 7. 産業構造  
8. 交通・物流 9. 農林水産 10. 国土保全 11. 環境 12. 土地利用(国土利用)]

② 6の横断的分野 [A. リスクコミュニケーション B. 人材育成 C. 官民連携  
D. 老朽化対策 E. 研究開発 F. デジタル活用【新規】]

### ●災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令、内閣府令(令和5年9月1日施行)

緊急通行車両のうち、政令で定めるもの(災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)については、当該車両に該当することの確認を受けることとされており、その確認は災害発生時等においてのみ行うこととされているが、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができることとする。

また、災対法施行令に基づく確認の申出の手続について、現状、各知事・公安委員会によって必要な書類等の一部が異なっているため、上記確認を的確かつ円滑に行えるようにするとともに、申出者の利便性の向上を図るため、災対法施行令に基づく確認に係る申出書及び添付書類について規定するほか、標章及び証明書の書換え交付、再交付及び返納等について規定する。

### ●土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて(国土交通省通知 令和5年11月10日)

令和6年度より、警戒避難体制の整備等を要する区域としては、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に規定する「土砂災害警戒区域」、同法第9条に規定する「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」を使用し、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用しない。また、令和6年度以降、土砂災害警戒区域(土石流)より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶ。

## ■令和6年度

### ●活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律(令和6年4月1日施行)

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等による想定される火口の範囲の拡大や、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっており、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図り、住民、登山者等の生命及び身体の安全を確保するこ

とを目的として改正。

#### 1. 避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等【追加】

- 不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に作成が義務付けられている、利用者の安全を確保するための避難確保計画の作成が十分に進んでいない状況を踏まえた対策
- ・市町村長は、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を実施
- ・火山防災協議会が市町村長をサポート

#### 2. 登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等【追加】

- ・地方公共団体が登山届等提出の容易化に配慮することを規定（オンラインによる登山届の導入等）
- ・登山届等の情報が火山噴火時等の救助活動にとって重要であることを明記
- ・登山届等の提出の努力義務規定の内容を強化

#### 3. 迅速かつ的確な情報の伝達等【追加】

- ・情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することを規定

#### 4. 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等【追加】

- 国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、人材の育成及び継続的な確保に努める。
- ・火山に関し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実
- ・その知識又は技術を有する人材の能力の発揮の機会を確保
- 国は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や、地方公共団体に対する必要な援助に努める。

#### 5. 火山調査研究推進本部の設置【新規】

- 文部科学省に、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部を設置

#### 6. 火山防災の日【新規】

- 8月26日を「火山防災の日」に制定

#### 7. その他

- 政府は、火山に関する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

### ●防災基本計画の修正（令和6年6月28日）

#### 1. 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 新たな総合防災情報システムの運用開始
- ・防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約
- 水害対策の強化
- ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
- ・自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
- ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

#### 2. 関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

○活動火山対策の強化

- ・火山調査研究推進本部の設置
- ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
- ・登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

○災害支援ナースの充実・強化

<水防法及び気象業務法の改正>

○国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

○緊急通行車両確認標章等の事前交付

3. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

○被災地の情報収集及び進入方策

- ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化
- ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
- ・海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
- ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化

○自治体支援

- ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化

○避難所運営

- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
- ・避難所における生活用水の確保
- ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
- ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
- ・保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化

○物資調達・輸送

- ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

○長時間継続する津波の見通し等に関する解説

○より実態に即した液状化リスク情報の提供